

別添1

(新様式1-1-1)

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センターにおける 清涼飲料水等自動販売機設置運営事業の設置・運営者の公募の公示

令和4年4月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための清涼飲料水等自動販売機設置運営事業の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる入札関係書類(封書で封印。以下「入札書等」という。)を提出願います。

令和4年1月20日

独立行政法人国立病院機構
賀茂精神医療センター
院長 山口博之

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センターにおける清涼飲料水等自動販売機設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機設置および運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び入札書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機設置・運営事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。※ 個人経営でも可である。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。(経営状況のわかる資料を提出のこと)
- ③ 法人又は個人で当病院の求めるサービスを効率的に運営できる体制を有し、契約期間中、継続して安定したサービスの提供ができること。
- ④ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び入札書を特定するための評価基準(詳細については別紙)

① 企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③運営者の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1)担当課・係

〒739-2693 広島県東広島市黒瀬町南方92

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 事務部 企画課 契約係 西村 淳

電話0823-82-3000

(2)説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和4年1月20日(木)から同年2月4日(金)10:00まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3)参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和4年2月4日(金)10時00分 必着のこと

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(4)企画書及び入札書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和4年2月4日(金)10時00分 必着のこと

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5)入札書の開封日時及び場所

令和4年2月10日(木)10時00分 特殊診療棟2階第二臨床研究室

4. その他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び入札書は無効とする

(2)契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による)

(3)企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4)関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ

(5)詳細は、入札説明書による